

令和5年度
第3回救急医療機関認定検討会
会議録

令和6年2月29日

東京都保健医療局

(14時29分 開始)

○事務局 本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございます。定刻となりますので、ただいまから、令和5年度第3回救急医療機関認定検討会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局を務めます保健医療局医療政策部救急災害医療課の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日はWeb会議となりますので、ご発言の際はお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、ご発言のないときには、ハウリング防止のためにマイクはミュートにして会議にご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、はじめに配布資料の確認を行います。

配布資料は次第に記載のとおりとなります。万一、不足あるいは落丁等がございましたら、議事の途中でも結構です。事務局からデータでお送りいたしますので、ぜひ事務局までお知らせください。

続きまして、本日もご出席の皆様のご紹介ですが、こちらはお手元の資料3、令和5年度救急医療機関認定検討委員名簿に代えさせていただきます。

なお、ご欠席のご連絡をいただいておりますが、日本体育大学大学院保健医療学研究科教授の横田委員、三鷹市健康福祉部長の小島委員、東京消防庁救急部長の門倉委員よりいただいております。

また、本日もご都合のつかなかった東京都医師会の新井委員、帝京大学の三宅委員、足立区の馬場委員につきましては、昨日Webにて、事前にご説明をさせていただきます、本認定検討会に付議すべき事項はございませんでした。

続きまして、会議の公開についてです。

本検討会は、参考資料3にありますように、開催要領の第9で原則公開となっております。本日の内容も公開する形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、公開とさせていただきます。

なお、本日の委員会は概ね30分を予定しております。

本検討会の議事は、救急医療機関認定検討会開催要領第5の1によりまして、保健医療局医療政策部長の遠藤委員が座長となります。遠藤委員、以後、議事の進行をお願いいたします。

○遠藤座長 皆様、どうもお疲れ様でございます。本日もご出席ありがとうございます。早速ですが、議事に入らせていただきます。

今回検討いただく医療機関は、新規の救急医療機関の認定1件となります。事務局より関係法令、認定までの流れ、それからこれまでの手続きに係る経緯等について、ご説明をいただき、そのあと、医療機関についての説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、まず初めに関係法令について触れさせていただきます。

事前に配布させていただきました参考資料1、救急病院等を定める省令を合わせてご覧ください。画面では省令の抜粋部分を表示しております。

厚生労働省令第1条が救急医療機関の根拠となる部分でございます。救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所となります。

こちらの基準につきましては4項目ございます。1番、救急医療について相当の知識及び経験のある医師が常時診療していること。2番、救急医療を行うために必要な施設・設備を有していること。3番、救急隊が傷病者搬送しやすい場所にあつて、かつ搬入に適した構造・設備であること。4番目として救急用の専用病床又は優先病床を有することが必要となります。

次に、救急医療機関の認定要領の流れになります。

こちらは、東京都で定める救急医療機関認定事務取扱要領に基づいて行われます。スライドは申出から認定までのフローとなります。

スライドの左側は医療機関から保健所への申出となります。保健所によって救急医療機関の適正を図る見地から総合的な調査が行われ、保健所の意見を付した上で、申出書は消防機関へ回付されます。消防機関は救急業務遂行上の調査を行いまして、同じく意見を付し、最終的に保健医療局に回付されます。

一方、図の右側のルートですが、保健所に申し出た医療機関は地区医師会に申し出た旨を報告します。地区医師会から救急医療機関としての適否についてご意見をいただいたあと、東京都医師会に回付され、東京都医師会からもご意見をいただいた上で、最終的にこちらも保健医療局に送付されます。

このようにしてそれぞれ調査書と意見書が保健医療局に提出されまして、本日開催されている検討会の意見を踏まえて、適当と認めたものを救急医療機関として東京都が認定することとなります。

簡単でございますが、関係法令や認定までの流れにつきましては以上でございます。

続きまして、新規の申出がありました医療機関についてご説明させていただきます。

今回の臨時の認定検討会を開催するに至った経緯のご説明から入らせていただきます。

杉並区にあります立正佼成会附属佼成病院、こちらは、年間4000台以上の救急車を受け入れていただける病院ですが、本年の3月末をもちまして、学校法人杏林学園に事業譲渡することとなりました。

このことに伴い、立正佼成会附属佼成病院の救急医療機関の撤回と、杏林大学医学部附属杉並病院の救急医療機関の認定事務が必要となります。この認定について譲渡先から申出があったこと、また、地域にて年間4000台以上の救急車を受け入れていただいているという、地域の救急医療への影響を考慮しまして、今回臨時で検討を行うこととなりました。

杏林大学医学部附属杉並病院の病床数は、一般病床340床で、譲渡する佼成病院を引き継ぐ形となります。新規申出医療機関には担当が実地調査に赴きまして、救急医療機関とし

ての省令に定められた基準を満たしていることを確認しました。新規申出の医療機関についての管轄する保健所、消防署、地区医師会、都医師会からの意見は、スライドの表のとおりとなります。

それでは、これより杏林大学医学部附属杉並病院のご説明をさせていただきます。

お手元にあります資料2の検討資料と合わせてご覧ください。

旧立正佼成会附属佼成病院は、もともと昭和27年、宗教法人立正佼成会の社会貢献事業の一環として中野区に開設されました。

昭和40年3月から救急告示病院として参画いただきまして、平成26年9月に、現在ご覧になっていただいている現在の場所、杉並区に新築移転をしまして、平成29年からは杏林学園の教育関連施設となっております。

救急医療については、小児も含めた24時間体制で、一・二次救急に対応しており、地域医療に貢献してまいりました。

今回、事業譲渡という形で、宗教法人立正佼成会から学校法人杏林学園へ開設者が変更となり、新たな病院と生まれ変わりますが、建物やスタッフ並びに地域の救急医療の貢献という方針は、そのまま受け継がれます。

スライドは病院の周辺図でございます。青い丸印が現在佼成病院と書いておりますが、新しく杏林大学医学部附属杉並病院となるところでございます。

こちらは、東京メトロ丸ノ内線の「方南町駅」というのが、画面の一番下、真ん中あたりにございますが、こちらから徒歩10分強のところに位置しております。

道路状況ですが、病院は西側を走る環状7号線に面しており、救急搬入口へは環状7号線を東に一本入ったところから、幅員約6mの相互通行道路を進んで敷地内へと入ってまいります。

救急車はスロープを使いまして、地下のほうに降りてまいります。救急車の進入口は地下1階にございまして、建物入り口前の接着が可能な状況となります。

こちらは病院地下1階の平面図です。救急車が、画面の右下にございまして、赤い矢印を通って救急の動線を辿ってまいります。

救急搬入口を入りますと、救急処置室がございます。こちらには2台のベッドがございまして、並列の診療が可能となっております。

検査が必要な場合は、処置室を出て右手に進みます。右手に進みますと、手前にCT室、奥に一般撮影室がそれぞれ2室ずつございます。いずれもストレッチャーが入るスペースがありまして、通路に支障もございませんでした。

また、手術が適用の場合や病棟への入院の用がある場合は、処置室を左に出まして搬入用のエレベーターの方に進んでまいります。こちらも通路の幅は十分であり、ストレッチャーの動線に問題はございませんでした。

こちらは、今5階の平面図になります。搬入用エレベーターを出た5階には救急優先病床が個室で4室4床ございます。また、こちらの平面図真ん中にスタッフステーションと書いて

であるところがあるのですが、ここはナースステーションになっておりまして、右側にある除細動器ですとか、救急カートはこの中にあったものを撮影したものでございます。

また、本病院の検体検査室は輸血保管庫とともに1階にございます。画面右上に表示写真で載せております。

なお、手術室自体は4階にあるのですが、こちらは、実地調査当日、全室使用中ということで撮影ができませんでしたので、ここの掲示は割愛させていただいております。

続きまして、救急医療機関認定検討会の資料についてご説明させていただきます。

こちらは医療機関の概要ですが、名称、開設者、所在地については資料のとおりで、標榜科目は全29科になります。佼成病院のときは27科目であったものが2科目増えた形になっております。

2番の設備及び施設ですが、こちらは佼成病院のものを引き継いでおり、救急医療に使用する機器に増減はございません。なお、詳しく言いますと、こちらの除細動器と人工呼吸器がそれぞれ佼成病院のときよりも1台ずつ増となっております。ほかは変わりございませんでした。

病床数及び救急優先病床も佼成病院と同じ数となっております。また、病床稼働率の72.5%は、2月現在の数字ということでした。

次に3番です。医療従事者数ですが、(1)医師の常勤数が旧佼成病院のときは85名であったものに対して77名に減少。また、看護師の数は、常勤335名が佼成病院でしたが、こちらは307名に減少しております。

(3)の救急医療従事スタッフ数についてですが、こちらは、平日の日中は佼成病院と医師数は同数、看護師数は1名の増となります。

夜間休日の体制ですが、こちらは、医師数が佼成病院の際は6名が5名になっております。看護師数は6名から3名への変更となっております。なお、看護師は救急外来専任の体制となっております。

資料の4番、5番、6番につきましては、佼成病院と同様の体制となっております。

病院の説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました医療機関につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、どうぞ。

○木下委員 日本大学の木下です。聞き逃したんですが、この前病院に関しましては、年間4000台の二次救急を応受していたと言ったように聞こえたんですが、それは間違いないですね。その救急医療体制はそのまま引き継いでいるということでもよろしいでしょうか。

○事務局 木下先生、コメントありがとうございます。前段の年間の救急受入れ台数ですが、4000台と申し上げまして、そちらで間違いございません。

こちらは令和4年の数でございますが、4000台以上の救急車を受け入れていただいております。

なお、担当で病院に確認に行った際は、こちらの数と、あと、令和元年、コロナ前の数字が、ほとんど変わらず4500台の救急車を受け入れていただいていることを、はじめに申し上げまして、「この体制は維持できそうですか」ということを尋ねたところ、「そのように頑張りたい」と申し出ておりましたので、大丈夫かと考えております。

○木下委員 開設者の変更に伴って、救急医療の受入れ体制に対する変更等もないわけですか、考え方の。

○事務局 もともと佼成病院のときから、休日夜間に関しましては、5科目の医師がオンコールで回している体制がとられたそうですが、そちらの体制はそのまま引き継ぐということで、方針自体は変わりなしということでした。

○木下委員 ありがとうございます。

○遠藤座長 小平先生、お願いいたします。

○小平委員 問題ないと思うんですが、参考までに教えていただきたいのですが、小児救急に関して、あと休日・全夜間の補助事業の現状での認可状況を教えていただければと思います。お願いいたします。

○事務局 最初のご質問で、小児の状況ということ伺いました。小児のほうは、旧佼成病院のときと担当する医師の氏名並びに数は変わりございませんので、その体制を引き継がれるかと思えます。

もう一つの休日・全夜間の、ごめんなさい。もう一度ご質問を伺ってもよろしいでしょうか。

○小平委員 休日・全夜間の補助事業は参加しておられるはずですが、2床確保ですか、3床確保でしょうか。そのあたりを教えていただければと思います。

○事務局 こちらにつきましては、今回の救急告示医療機関の認定検討会の中では、そちらについてはまだ把握できないものですから、申しわけございません。この件に関しましては、後日回答させていただきたいと思えます。

○小平委員 いや、結構です。参考までにということですので。

○遠藤座長 ほかにご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今回、新規申請がございました杏林大学医学部附属杉並病院について、救急医療機関として認定することが適当であると確認をさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

それでは、「その他」として事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、続きましてスライドをご覧ください。令和5年度の救急告示医療機関の撤回についてになります。

こちらは、令和5年度をもちまして、救急医療機関の撤回する医療機関が3件ございます。

そのうちの1番につきましては、先ほど申し上げました開設者の変更ということで、佼成病院が上がっています。

続きまして、2番、おくさわ脳卒中リハビリテーション病院ですが、こちらは、もともと東京明日香病院、その後は、世田谷おくさわ整形外科病院として更新を続けてまいりましたが、本年3月をもちまして、病院の方針変更、こちらはリハビリ専門の病院になっていくということで、救急医療機関の撤回を申し出ております。

また、3番の林外科病院ですが、こちらにも、病院の建替えに伴う規模縮小のためということで、医療機関の撤回をされております。

これによりまして、救急告示医療機関数の推移を、来年度の4月1日現在の予定ですが、示させていただきました。こちらは令和5年4月1日から令和6年4月1日にかけて、5医療機関の増となりますが、こちらは、今年度実施した認定検討会の総数を合わせたものとなります。増えた病院が8院、そして撤回される病院が、3月をもちまして3病院ございますので、増減が5となっております。

事務局からの説明は以上となります。座長よろしくお願ひいたします。

○遠藤座長 ありがとうございます。

本日ご検討いただきました救急医療機関の認定につきましては、令和6年4月1日付けで告示を行う予定でございます。

最後に皆様から何かご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。ありがとうございます。

○事務局 座長、どうもありがとうございました。次回、定例の告示につきましては、令和6年8月1日でございます。審査会は7月上旬ごろの開催を予定しております。その際はまたよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の認定検討会を終了いたします。

お忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(14時52分 終了)